

山陰・山陽スマート観光プロジェクト推進協議会設置要綱（案）

（目的）

第1条 ICT（情報通信技術）の利活用により中国地方の地域の発展に貢献する観点から、外国人や高齢者に優しく若者を惹きつける新しい観光情報インフラとして期待されるAR（拡張現実技術）・多言語対応を特徴とするスマート観光情報インフラの整備に取り組む自治体等を産学官の連携により支援する「山陰・山陽スマート観光プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を推進することを目的として本協議会を設置する。

（名称）

第2条 本協議会は、「山陰・山陽スマート観光プロジェクト推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（事業）

第3条 協議会は目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) プロジェクトの推進に係るスマート観光情報インフラの整備
- (2) プロジェクトの推進に係る広報・PR
- (3) プロジェクトの推進に係る調査検討
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な取組

（会員）

第4条 協議会は、目的に賛同する会員（個人及び団体）により構成する。

2 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 会費を納入した会員
- (2) 特別会員 一般会員以外の会員

3 会員は、プロジェクトの推進に関し、地域の発展に貢献する観点から、支援と協力に努めるものとする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代理 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監事 2名

（役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その任務を代理する。

3 幹事は、協議会の業務の運営を掌理する。

4 監事は、会計を監査し、総会において報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残存期間とする。

(顧問)

第8条 協議会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は会長が委嘱する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第10条 会長は年1回定期総会を招集する。ただし、必要があれば臨時総会を招集することができる。

2 臨時総会の審議は、電子メールにより行うことができる。

3 総会は、次に掲げる事項を決議する。

(1) 役員選任

(2) 設置要綱の改正

(3) 事業計画の承認

(4) 予算及び決算の承認

(5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

4 総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。

6 その他総会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事会)

第11条 幹事のうちから互選により代表幹事を定める。

2 代表幹事は、幹事会を招集し、主宰する。

3 幹事会の審議は、電子メールにより行うことができる。

4 幹事会は、必要があるときは外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に必要な経費は、会費、協賛金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会費及びその徴収の手続きについては、別に定める。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

(共同事務局)

第14条 協議会の事務局は、中国総合通信局及び会長が会員のうちから委嘱する者に置く。

2 前項の委嘱を受けた者は、資金の管理に関する事務を行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成25年12月16日より施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、平成25年12月16日から平成26年3月31日までとする。